令和６年度 第７８回国民スポーツ大会バドミントン競技

奈良県代表選手選考会要項

１．主　　催　奈良県バドミントン協会

２．日　　時　令和６年６月３０日(日)　開場8:30、受付９:00～、開会式9:30～

３．会　　場　「田原本町中央体育館」

　　　　　　　　　住所 : 奈良県磯城郡田原本町平田46　TEL：電話 0744-33-5882

４．種　　目　少年男子・女子の部　シングルス(三位決定戦あり)

　　　　　　　成年男子・女子の部　シングルス(三位決定戦あり)

５．競技規則　現行(公財)日本ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ協会規則及び大会運営規程による

　　　　　　　尚、審判については参加選手に依頼する場合がある

６．競技方法　①各種目ともトーナメント戦方式による

　　　　　　　②強化委員会が１位～３位を奈良県代表選手として推薦し、出場選手から

補欠選手を選考し推薦する

　　　　　　　③推薦された選手は、奈良県ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ協会常任理事会の承認をもって正式に

第7８回国民スポーツ体育大会の奈良県代表選手として決定する

７.使用ｼｬﾄﾙ　本年度(公財)日本ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ協会第１種検定球

８.参加資格　 第7８回国民スポーツ大会参加要領による

　　　　　　　①令和６年度（公財）日本ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ協会会員登録が完了していること

②次のいずれかが属する都道府県が奈良県であること

〔成年種別〕

（ｱ）居住地を示す現住所

（ｲ）勤務地

（ｳ）ふるさと(別記)

注）大学生については大学の所在地ではなく、居住地を示す現住所となる

　　　　※他の都道府県所属の場合「ふるさと」登録が必要

　　　　　　　〔少年種別〕

（ｱ）居住地を示す現住所

（ｲ）学校教育法第1条に規定する学校所在地

（ｳ）勤務地

※「ふるさと」以外から参加する場合は、令和６年４月３０日以前から本大会終了まで

引き続き奈良県にそれぞれ居住、勤務又は通学していなければならない

９.組み合わせ　 主催者に一任とする（当日、発表）

10.参 加 料 成年男子・女子「２,０００円」（※銀行振込による）

　　　　　　　少年男子・女子「１,５００円」（各連盟を通じて納入すること）

※成年男子・女子の参加料は参加申込と共に下記口座に振込むこと

　　　　銀行名　　南都銀行　郡山支店　（普通）０５３８９６１

　　　　名　義　　奈良県ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ協会　 一般　 理事長　辻　敏弘

　　　　　　　　　（ﾅﾗｹﾝﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝｷｮｳｶｲ　ｲｯﾊﾟﾝ　ﾘｼﾞﾁｮｳ　ﾂｼﾞ　ﾄｼﾋﾛ）

11.申込方法

　〔少年種目〕

　　　少年男子・女子は、中体連・高体連それぞれで推薦された選手に限る

　〔成年種目〕**※E-mailによる申し込みに限る**

　　　別紙様式**「申込書」**(様式**➊**)(ふるさとで参加する場合、**「ふるさと登録届」**(様式**➋**)も

必要）に必要事項入力の上、13.担当者宛てにE-mail（必ずﾊﾟｿｺﾝで受信できるﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽで送信すること）により申し込むこと（問い合わせは携帯へ）

　　　※「申込用紙」・「ふるさと登録届」はﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞすること

12.担当者

　　　（成年種目）総務委員長　艸香 久人まで　　 E-mail　 kusakach@yahoo.co.jp

　　　　　　　　　　　　　　　　　携　帯　 080-1419-8019

　　　（少年種目）高体連専門委員長堀 嵩まで　　E-mail　 horitakashi@icloud.com

　　　　　　　　　　　　　　　　　携　帯　 080-1451-4209

13.申込期限　＜**成年種目＞　令和６年5月31日（金）「必着」**

※成年種目の申込受付を完了すれば、ショートメール・ＰＣメール等で返信する

　　　　　　　（返信がない場合、上記担当者に連絡すること）

14.そ の 他

　⑴国民スポーツ大会の監督は、奈良県ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ協会常任理事会で決定する

　⑵競技時の服装は、相手などに不快感を与えない服装及びシューズを使用することとし、

色付き着衣及びシューズを使用する場合は（公財）日本ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ協会審査合格品とする

　⑶近畿地区予選会は、8月１７日から１８日に和歌山県岩出市民総合体育館で開催予定

　⑷第７８回国民スポーツ大会は、10月５日から８日に佐賀県唐津市で開催予定

　⑸参加に際して提供いただいた個人情報は本選考会活動に使用するものとし、それ以外の

目的に利用しません

　⑹事故があった場合、応急処置は行うが、その後の責任は各参加者の負担とする

　　※主催者加入の傷害保険を適用するがその契約範囲での運用とする

　⑺持ち込み品によるゴミ等は会場等で捨てないで、必ず、持ち帰ること

**[別記]【ふるさと選手制度】**

　⑴「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

⑵我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」 については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

⑶「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により 「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、 変更できないものとする。

⑷「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国 内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

⑸ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続と し、利用できる回数は 2 回までとする。

⑹参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要 項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。